

議案第 1 1 3 号

三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年三次市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

目次中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者」に改める。

第 4 条第 2 項中「第 1 9 条第 1 項第 3 号」を「第 1 9 条第 3 号」に改め、同項第 1 号中「第 1 9 条第 1 項各号」を「第 1 9 条各号」に改め、同項第 2 号中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に改め、同項第 3 号中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

第 6 条第 2 項中「第 1 9 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」を「第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの数」に改め、同条第 3 項中「第 1 9 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」を「第 1 9 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数」に、「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、「（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）」を削る。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第2号中「第11項」を「第10項」に改め、同項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「利用定員の総数」を「利用定員の数」に改め、同条第3項中「「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる」を「同項第1号に掲げる」とを「「特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。」

)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」に改める。

「第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準」に改める。

第37条第1項中「1人以上5人以下とし」を「1人以上5人以下」に、「第27条」を「第28条」に、「同条に規定する小規模保育事業B型」を「同令第31条に規定する小規模保育事業B型」に、「6人以上19人以下とし」を「6人以上19人以下」に、「同条に規定する小規模保育事業C型」を「同令第33条に規定する小規模保育事業C型」に、「6人以上10人以下とし」を「6人以上10人以下」に改め、同条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」を「第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「利用定員の総数」を「利用定員の数」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号に掲げる」を「第19条第1号に掲げる」に、「法第19条第1項第1号又は第3号」を「同条第1号又は第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と」の次に「、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と」を加え、「第2項から第4項まで」を「前3項」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「利用定員の総数」を「利用定員の数」に改め、同条第3項中「、特定利用地域型保育を」を「、特定地域型保育には特定利用地域型保育を」に、「本章」を「この章」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。